

遺産影響評価の枠組み 事業計画地別の取り扱い（新案）

位置	事業計画地	想定事業例	想定される取り扱い
資産	資産内 (価値そのものの所在地として最も慎重に保存管理するエリア)	- 「整備」活動／工事	- 文化財保護法に基づく現状変更許可申請
重点ゾーン 緩衝地帯	資産に準じるものとして一体的に保存するエリア 史跡第3種地区 ¹⁾ 、 大仙公園の特別なエリア ²⁾ (資産外でも特に丁寧な取扱いを要するエリア)	- 公園の開発・整備の計画 - 大仙公園整備基本計画 - 羽曳野市役所建替え - その他大きな影響が生じる可能性がある事業 ³⁾	- 景観協議 ⁴⁾ [制限1～3次頁の表を参照] - 環境影響評価の評価項目 ⁵⁾ “文化財”で属性に基づき世界遺産への影響を評価
	上記以外 (巨大古墳の巨大さが感じられ、多様な古墳の静寂さや雄大さが感じられる景観を保全するエリア)	- 公園の開発・整備の計画 - 大仙公園整備基本計画 - 展望場所の新設・改修	- 景観協議 ⁴⁾ [制限1～3次頁の表を参照] - 環境影響評価の評価項目 ⁵⁾ “文化財”で属性に基づき世界遺産への影響を評価
	重点ゾーン以外の緩衝地帯 (濠越しに巨大古墳を眺望する際の景観、多様な古墳の静寂さや雄大さに調和する景観を保全するエリア)	- 南海鉄道高野線の高架化事業 - 大規模 (= 環境影響評価対象) 事業	- 景観協議 ⁴⁾ [制限4～6次頁の表を参照] - 環境影響評価の評価項目 ⁵⁾ “文化財”で属性に基づき世界遺産への影響を評価
緩衝地帯外	緩衝地帯の外側	- 大規模 (= 環境影響評価対象) 事業	- 景観協議 ⁸⁾ - 環境影響評価の評価項目 ⁵⁾ “文化財”で属性に基づき世界遺産への影響を評価

緩衝地帯の制限区分

制限内容	緩衝地帯	
	重点ゾーン	
建築物の高さ制限	10mまたは15m以下に制限 [制限1]	31m以下に制限（百舌鳥エリアの一部で45m） [制限4]
建築物の色彩等の形態意匠の制限	すべての建築物について、規模に応じた色彩等の形態意匠を制限 [制限2]	小規模を除く、建築物の形態意匠を制限 [制限5]
屋外広告物の大きさや高さ等に関する制限	原則掲出禁止 [制限3]	用途地域に応じて、広告物の大きさ、高さ等の制限 [制限6]

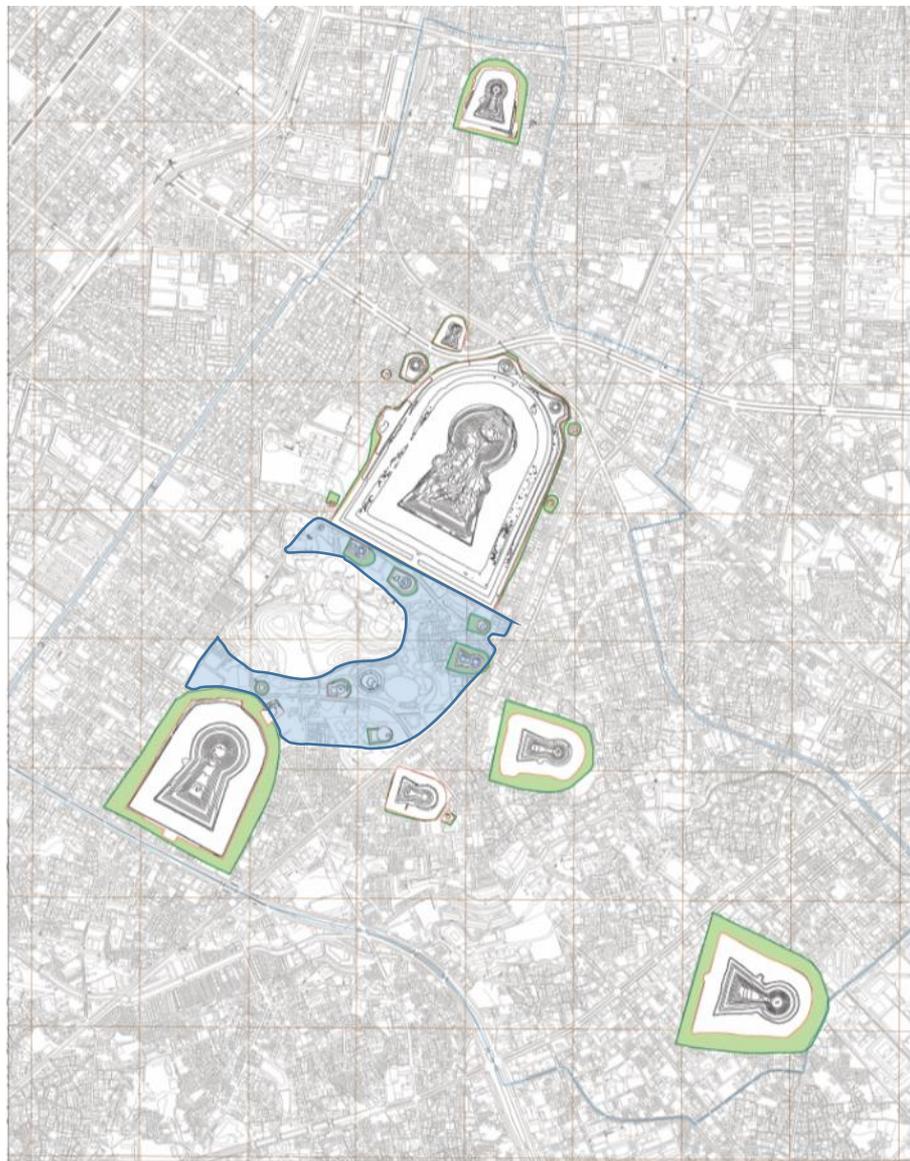
註

- 1) 史跡指定地・陵墓治定地外において資産に関する遺構が広がる可能性があり、将来的に史跡の指定や範囲拡大等の措置を検討する範囲。2) 改定中の大仙公園基本計画のゾーニングに基づき、エリア2を対象として取扱いの詳細を検討している範囲。
- 3) 別途対象選択基準・要件（規模等）の検討が必要。
- 4) 景観法、景観条例、建築基準法、屋外広告物法、屋外広告物条例による事前協議、認定、許可及び審査等の手続きを総称。
- 5) 下記により規定。

大阪府告示『環境影響評価及び事後調査に関する技術指針』

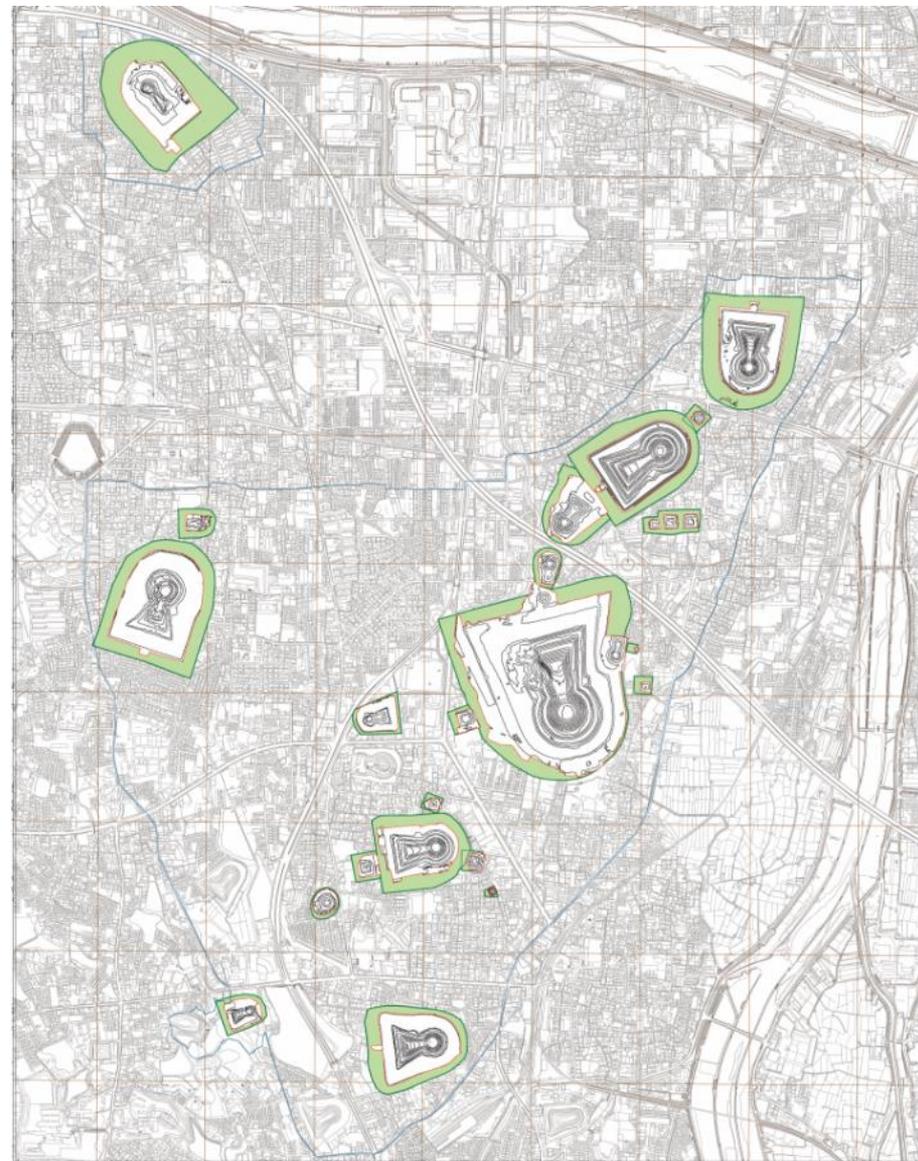
堺市告示『環境影響評価技術指針』

- 6) 学術委員会の助言の下に幹事会において検討し、百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議で実施を決定。
- 7) 資産に直接関るもの以外の重要遺構は、文化財保護法に基づき史跡指定や範囲拡大の措置を検討する。
- 8) 市域全域にかかる景観計画により、大規模建築物等の新築、増築、改築等の行為においては届出が必要であり、行為の制限（景観形成の基準）を設けて景観誘導を行っている。広告物については、用途地域に応じて広告物の大きさ、高さ等を制限している。



凡例
 構成資産
 緩衝地帯
 資産周辺の埋蔵文化財包蔵地

SCALE 120,000
 0 200 400 1000m



凡例
 構成資産
 緩衝地帯
 資産周辺の埋蔵文化財包蔵地

SCALE 120,000
 0 200 400 1000m

史跡・陵墓（予定）の第3種地区
 大仙公園の特別なゾーン（エリア2）

事業計画地別の取り扱い（旧案）（参考：2019年12月17日開催 第6回学術委員会 提示案）

位置	事業計画地	想定事業例	遺産影響評価	
資産	資産 (価値そのものの所在地として最も慎重に保存管理)	-「整備」活動／工事	-文化財保護法に基づく現状変更許可申請	-保存・活用会議における取捨選択により ⁶⁾ 、 HIA 詳細分析を実施
重点ゾーンの一部	資産に準じるものとして一体的に保存するエリア 史跡第3種地区 ¹⁾ 、大仙公園の特別なエリア ²⁾ (資産外でも特に丁寧な取扱いを要するエリア)	-公園の開発・整備の計画 -大仙公園整備計画 -羽曳野市役所建替え -その他大きな影響が生じる可能性がある事業 ³⁾	-景観協議 ⁴⁾ -環境影響評価の評価項目 ⁵⁾ “文化財”で世界遺産への影響を評価	
上記以外の重点ゾーンと緩衝地帯内 (及び緩衝地帯外)	上記以外 (周辺環境として資産との調和を図りつつ保全)	-南海鉄道高野線の高架化事業 -緩衝地帯内外の大規模 (= 環境影響評価対象) 事業	-景観協議 ⁴⁾ -環境影響評価の評価項目 ⁵⁾ “文化財”で世界遺産への影響を評価	

- 1) 史跡指定地外において遺構が広がる可能性があり、将来的に史跡の指定拡大等の措置を検討する範囲
 2) 改定中の大仙公園基本計画のゾーニングに基づき、エリア2を対象として取扱いの詳細を検討。
 3) 別途対象選択基準・要件（規模等）の検討が必要。

- 4) 景観条例、建築基準法、屋外広告物条例に基づく事前協議、許可申請及び審査等の手続きを総称
 5) 下記により規定。
 大阪府告示『環境影響評価及び事後調査に関する技術指針』
 堺市告示『環境影響評価技術指針』

546) 幹事会において取捨選択を検討したのち、百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議で実施を決定。

南海高野線連続立体交差事業（浅香山駅～堺東駅付近）
世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」への影響について

※本予測・評価は世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の百舌鳥エリアを対象とする

1. 事業概要

○事業概要

- 【事業名】南海高野線連続立体交差事業
- 【区間】浅香山駅～堺東駅付近 約3km
- 【施設】浅香山駅、堺東駅
- 【除却踏切数】10箇所
- 【事業主体】堺市
- 【事業費】約565億円

○事業位置図



2. 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」への予測・評価

本事業の実施及び、高架構造物の存在が百舌鳥・古市古墳群に与える影響を評価するため、第43回世界遺産委員会決議で採択された「顕著な普遍的価値の言明」および「世界遺産一覧表記載推薦書 5b 保護措置(ii) 緩衝地帯の設定と保全の方針」に基づき、予測・評価を実施する。

2-1. 予測

(予測方法)

百舌鳥・古市古墳群の「顕著な普遍的価値」及び、「緩衝地帯の保全」に対する、影響の程度を確認する方法で行った。

① 「顕著な普遍的価値」への影響について

百舌鳥・古市古墳群の顕著な普遍的価値は、第43回世界遺産委員会決議で採択された「顕著な普遍的価値の言明」に示された属性によって主張されており、下記の3つの大項目から予測する。

表1. 予測方法（「顕著な普遍的価値」への影響について）

大項目	細項目	予測方法
a) 49基の墳墓 (世界遺産の構成資産)	a1) 幾何学的形状	・事業実施区域と構成資産との位置関係により定性的に予測する。
	a2) 築造方法と材料	
	a3) 濠	
	a4) 考古遺物と内包物（副葬品、埋葬施設、埴輪を含む）	
b) 古墳のセッテング(立地・位置関係)	b1) 大阪地域での古墳の視覚的存在感	・景観シミュレーション（VR）により定性的に予測する。
	b2) 古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり	
c) 無形的(古墳に備わった葬送文化的側面)	c1) 独特な葬送習慣の物証	・事業実施区域と構成資産との位置関係により定性的に予測する。 ・景観シミュレーション（VR）により定性的に予測する。
	c2) 儀礼のための使用の物証	

② 「緩衝地帯の保全」への影響について

百舌鳥・古市古墳群の緩衝地帯の保全については、下記項目から予測する。

表2. 予測方法（「緩衝地帯の保全」への影響について）

項目	予測方法
緩衝地帯における諸規制への適合	・諸規制の確認及び、事業実施区域と構成資産との位置関係により定性的に予測する。
周遊メインルート上からの見え方	・景観シミュレーション（VR）により定性的に予測する。
地形への影響	・景観シミュレーション（VR）により定性的に予測する。 ・工事計画から定性的に予測する。
その他	
a) 地下遺構への影響	a) ・工事計画から定性的に予測する。
b) コミュニティの変化	b) ・生活道路の交通状況の変化から定性的に予測する。

(予測結果)

①「顕著な普遍的な価値」への影響について

a. 49基の墳墓（世界遺産の構成資産）

事業実施区域周辺では、百舌鳥・古市古墳群の構成資産である反正天皇陵古墳（田出井山古墳）、永山古墳、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）が所在するが、本事業は、構成資産の範囲外で実施されるため、古墳それ自体に内包する「幾何学的形状」、「築造方法と材料」、「濠」、「考古遺物と内包物（副葬品、埋葬施設、埴輪を含む）」に直接影響を与えることはない。

また、それらに対する保全・保護活動に影響を与えることはない。（※箇所図参照）

b. 古墳のセッティング（立地・位置関係）

事業実施区域周辺では、高架構造物や駅舎等の出現による景観変化が予測されるが、永山古墳、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の周辺は現況・計画とも掘削区間にあたり、眺望に変化はない。（※VR③⑥参照）

反正天皇陵古墳（田出井山古墳）の隣接地域から事業実施区域への眺望において、高架構造物や駅舎等は視認されない。（※VR④⑤参照）

さらに、市役所高層館 21 階展望ロビーから眺めた場合、高架構造物や駅舎等は視認されるが、景観法等の既存の法令を順守することによって都市景観に溶け込むこととなり、「大阪地域における古墳の視覚的存在感」に与える変化は小さいものと考えられる。（※VR①②参照）

また、高架構造物・駅舎ともに構成資産間に建設されるものではなく、「古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり」について影響を与えることはない。（※箇所図参照）

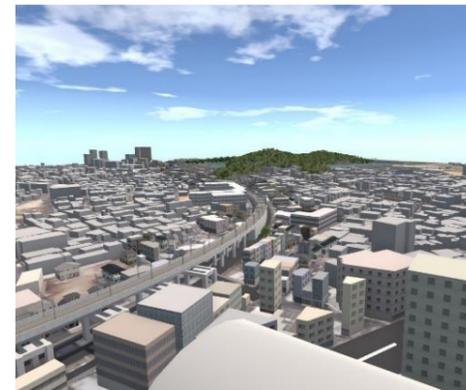
c. 無形的（古墳に備わった葬送文化的）な側面

本事業は、構成資産の範囲外で実施されるため、古墳それ自体が内包する古墳の外形や埴輪・葺石等によって示される葬送儀礼の舞台としての特性、および埋葬施設等で表される「独特な葬送習慣の物証」に影響を与えることはない。

なお、反正天皇陵古墳、仁徳天皇陵古墳では、現在も皇室による祭祀が拝所で行われているが、拝所やその周辺から高架構造物が視認されないうえ、祭祀が行われる際に高架構造物が視界には入らないことから「儀礼のための使用の物証」にも影響を与えることはない。（※VR③④⑤及び、箇所図参照）

属性についての予測結果により、本事業による構成資産への物理的な影響はなく、古墳のセッティングや無形的な側面に与える影響もほぼ認められないことから、顕著な普遍的価値に与える影響はないと考えられる。

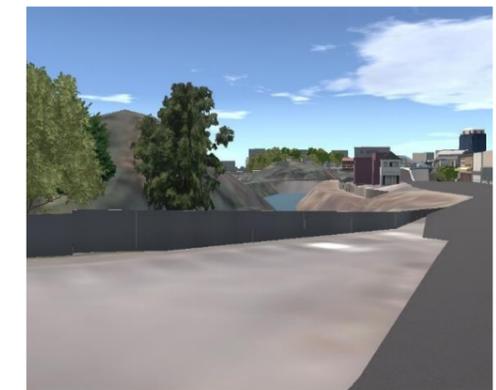
○景観シミュレーション（VR）



①市役所 21 階展望ロビーから仁徳天皇陵古墳を望む（都市景観と調和）



②市役所 21 階展望ロビーから反正天皇陵古墳を望む（都市景観と調和）



③仁徳天皇陵古墳 国道 310 号からの眺望（高架構造物が視認されない）



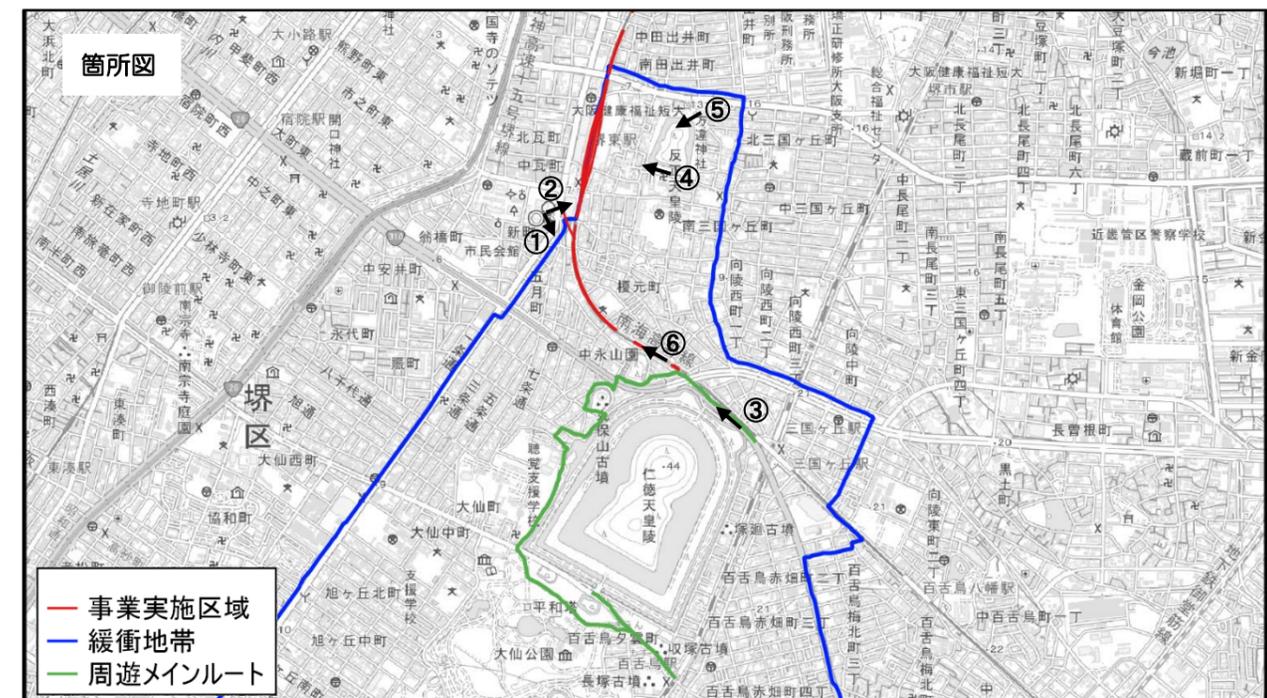
④反正天皇陵古墳 拝所付近からの眺望（高架構造物が視認されない）



⑤反正天皇陵古墳 隣接神社からの眺望（高架構造物が視認されない）



⑥永山古墳 周遊メインルート付近（跨線橋）からの眺望（高架構造物が視認されない）



(予測結果)

②「緩衝地帯の保全」への影響について

ア. 緩衝地帯における諸規制への適合

駅舎等の計画高については、緩衝地帯内の建築物の高さ制限（高度地区の指定による31mの制限）を遵守している。また、構成資産の周辺では、「多様な規模と形の古墳と調和した景観形成を図る」、「巨大古墳周辺の眺望景観を保全する」ことを基本的な考え方として緩衝地帯を設定しているが、資産周辺から高架構造物が視認されることはない。また、墳丘の背後に高架構造物が視認されることもない。（※VR③～⑥参照）

イ. 周遊メインルート上からの見え方

百舌鳥エリアの周遊メインルート上からは、本施設は視認できないと考えられる。周遊メインルート脇にある跨線橋の上から堺市役所の方向を眺望すると眼下に南海高野線が視認できるが、高架区間とはならず、現況と同じく掘割区間となるため眺望への影響はない。（※VR⑥参照）

ウ. 地形への影響

巨大古墳を眺望する際の景観や多様な古墳の静寂さや雄大さに影響を及ぼす規模の地形の改変は、本事業で予定していない。（※VR①～⑥、箇所図参照）

エ. 地下遺構への影響

本事業による地下遺構の影響の確認については、文化財保護法に基づく手続きにより、適切に対応を行う予定である。

オ コミュニティの変化

踏切除却に伴う生活道路の交通状況（車両の走行速度が速くなる、交通量が多くなる等）の変化に起因する、地域のコミュニティの変化を軽減するために、生活道路を対象に、以下の対策を実施する予定である。

表3. コミュニティの変化を軽減するための対策

目的	対策
(A) 歩行者の安全確保のため	<ul style="list-style-type: none"> 歩道設置等の歩行空間の確保（A） カラー舗装の敷設や速度抑制等の注意喚起看板の設置（A・B） カーブミラーや車止め等の交通安全施設の設置（A） 車両の通行規制や時間帯規制を含む交通規制等の対策を交通管理者との協議のうえ実施（C）
(B) 通過車両の速度抑制のため	
(C) 通過車両台数の軽減のため	

2-2. 評価

(評価結果)

現時点で想定される百舌鳥・古市古墳群への影響を予測した結果、軽微な眺望の変化はあるが、顕著な普遍的価値への影響はないと考えられる。また、緩衝地帯の保全についても適切になされていると評価する。

(環境保全措置)

本事業の百舌鳥・古市古墳群への影響は軽微であると考えられるが、今後、以下の方針で環境保全措置についても考慮する予定である。

- 高架構造物の色彩等の形態・意匠、屋外広告物の掲出については、今後の実施計画の中で、緩衝地帯の方針に適合するよう配慮する。
- 緩衝地帯では、文化財保護法、都市計画法、建築基準法、景観法等といった法令による規制が行われており、これらの関係法令に適合するよう計画を進めていく。